

〇〇地区防災計画（例）



令和〇年〇月

〇〇町自主防災組織

1 基本方針

2 計画対象地区と作成主体

(1) 計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は次の地区を対象として定めます。

地区名	町名	備考
〇〇地区	〇〇町	

※ 対象地区は別添地区防災マップ参照

(2) 計画作成主体

「〇〇地区防災計画」は次の団体が定めます。

団体名	所在地
〇〇自主防災組織	加西市〇〇町

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

〔記載内容〕

(2) 予想される災害

〔記載内容〕

4 地区の防災体制

(1) 防災体制

1 組織の体制	自主防災組織		自治会
	会長（災害対策本部長）		区長
	副会長（災害対策副本部長）		副区長
	総務班長		会計
	情報班長		
	消火・水防班長		
	避難誘導・救助・救護班長		
	避難所運営班長		
	避難行動要支援者支援班長		
	資機材管理班長		
			民生委員児童委員
2 集合場所	施設名	管理者	電話番号
	地区災害対策本部 〇〇公民館		
	自治会内集合場所 （隣保の集合場所） 〇〇		
3 避難所	施設名	管理者	電話番号
① 指定避難所	〇〇小学校		
	〇〇中学校		
② 自主避難所	〇〇公民館		
4 避難経路	地区防災マップのとおり		
5 緊急時の 連絡先	連絡先		電話番号
	加西市役所		0790-42-1110
	加西消防署		0790-42-0119
	加西警察署		0790-42-0110
	加西病院		0790-42-2200
	関西電力		0800-777-3081
	災害用伝言ダイヤル（録音時）		171（ガイダンス）
	災害用伝言ダイヤル（再生時）		171（ガイダンス）
	加西市役所防災課		0790-42-8751
6 特記事項			

(2) 活動体制

平常時・災害時の対応組織、役割は以下のとおり

班 名	要員等	平常時の役割	災害時の役割
会長（災害対策本部長）	（1名）	全般統制	全般の指揮・統制
副会長（災害対策副本部長）	（副区長＋女性を含め2～3名）	全般統制の補佐	全般の指揮・統制の補佐
総務班	（会計・※消防団部長を含め5名程度）	全体調整 関係機関との事前調整 広報 防災研修・訓練の実施 タイムラインの作成	全体調整 関係機関との調整 被害、避難情報への対応
情報班	（2～3名）	啓発 防災研修・訓練の実施 情報収集手段の確認	住民、市、報道機関等からの情報収集、情報伝達 防災行政無線の活用（かさいライフナビ）
消火・水防班	（※消防団員を含め5～10名程度）	器具の整備・点検 初期消火訓練、土のう作り訓練	消火栓・消火器等による初期消火 土のうによる止水 防犯見回り
避難誘導・救助・救護班	（PTA・子供会役員等若い世代を中心に女性を含め5～10名程度）	器具の整備・点検 避難経路の点検	負傷者の救出 負傷者の応急手当 救護所等への搬送 住民の避難誘導
避難所運営班	（社会教育推進委員を含め5名程度）	器具の整備・点検 避難所の確認・配置図の作成	物資調達 一時避難所の炊き出し・給水活動 指定避難所の支援 災害ボランティアニーズの把握
避難行動要支援者支援班	（民生委員を含め2～3名程度）	個別避難計画の作成・更新	避難行動要支援者の情報管理
資機材管理班	（2～3名）	資機材の管理 資機材の整備計画の作成	資機材の配布・調達

※消防団が地区対策本部長の指揮により災害対応を実施することになった場合

(3) 保有資機材及び資機材整備計画

資機材名	数量	保管先	備考
ヘルメット		〇〇公民館	
スコップ		〇〇公民館	
ハンマー		〇〇公民館	
ブルーシート		〇〇公民館	
土のう袋		〇〇公民館	
発電機		〇〇倉庫	

5 平常時の行動

(1) 防災体制の整備

(2) 地区の安全点検、避難所確認

ア 地区の安全点検

イ 地区内避難所の確認

ウ 避難所の配置図の事前作成

(3) 防災研修・訓練

ア 防災研修

・ タイムラインの作成

イ 防災訓練

(4) 要支援者の把握・支援

(5) 防災資機材・非常用備蓄品の備え

(6) 各家庭等での取組み

ア 家具類の転倒防止、建物の耐震補強等

イ 出火防止

ウ 個人の備え等

6 災害時の行動

(1) 地震発生時

ア 地震発生当初の行動

- ・ 身の安全を確保する行動をとります。
(姿勢を低く、頭を守り、動かない)
- ・ 通電火災など二次災害発生を防止するため、避難時は電気器具などの電源を切り、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めます。
- ・ 家族の安否確認や屋内の安全を確保します。
- ・ 自宅等及び周辺の被害状況等を確認します。
- ・ 災害に関する情報を取得します。

イ 安否確認

- ・ 自分と家族に被害がない場合、身の安全を確保するとともに、玄関やドアノブに安否確認板などを掛け、安否を知らせます。
- ・ 隣保内の住民の安否確認を実施し、隣保の集合場所(本部等)で安否情報を集約します。
- ・ 隣保等で集約した安否情報等を地区災害対策本部に報告します。
- ・ 安否が不明な場合には、地区災害対策本部に報告するとともに、避難誘導・救助班と連携し救出・救助活動や住民相互で安否の把握を継続します。

ウ 初期消火・救助活動等

- ・ 火災発見時は、大声で隣近所に伝え、消火器などで初期消火に努めます。
- ・ 初期消火と並行し、119番通報を実施します。火が大きくなり消火が困難な時は消火活動を中止し、身の安全を守るため避難します。
- ・ 皆で協力し負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救護活動を行います。
- ・ 救助や救護が必要で人手が不足する場合や救助・搬送等が困難な場合には、地区災害対策本部や隣接隣保等に応援要請を実施します。

エ 地区災害対策本部の設置

- ・ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、地区災害対策本部を所定の場所に設置し、地区内での組織的な災害対応に移行します。地区災害対策本部の設置に伴い、かさいライフナビを使用した市災害対策本部との情報共有を開始します。

オ 安否情報や被害情報等の情報活動

- ・ 地区災害対策本部は、かさいライフナビを使用して地域内の安否確認状況や被害情報等を逐次市災害対策本部等に報告します。
- ・ 市災害対策本部から災害対応等についての情報を収集し、住民に周知します。

カ 市災害対策本部等との連携、消防団との連携

キ 防犯等地区内企業等との協力

ク 要支援者や住民の避難支援

・

・

ケ 自主避難所の開設・運営、炊きだし等

- ・ 自宅の安全が確認出来た場合には、ライフラインが停止していても自宅で生活することを基本とします。
- ・ 自宅等に被害が発生し生活出来ない場合には、市の避難所又は自主避難所に避難します。
- ・ 自主避難所は、地域の自主防災組織で自主的な避難所開設・運営を実施します。
- ・ 市の避難所に地区の住民が避難する状況になった場合には、市の避難所運営に協力します。
避難所で市からの支援が得られるまでは給食・給水等や設営等は避難者自ら及び地域の防災組織

が実施します。

- ・ 自主避難所の運営組織について
- ・ 避難所の配置について

コ 避難所運営委員会への要員の派遣

サ 福祉施設等との連携及び福祉避難所への避難等

シ 災害ボランティア活動

(2) 風水害発生時

ア 避難情報発令前

テレビ、ラジオ、かさいライフナビ（防災アプリ）、かさい防災ネット等により気象情報、災害情報を収集します。

イ 市の避難情報発令時

市のレベル３「高齢者等避難」が発令された場合、速やかに地区災害対策本部を設置するとともに、災害対応体制に移行します。

平常時に計画した個別避難計画に基づき、要支援者の避難誘導を開始します。

避難行動要支援者支援班及び避難誘導・救助・救護班は、地区内の要支援者の避難が確実に実施されているかを把握するとともに避難誘導等を実施する。また、避難に問題が発生した場合に迅速に対応する。

- ・ 地区災害対策本部は、市災害対策本部からの避難に係わる情報や避難指示の発令等が有れば、速やかに地区内の住民に情報を伝達し周知するとともに、自らも避難する等安全を確保します。

- ・ 市の高齢者等避難（レベル 3）発令に伴い、自主避難所を開設・運営するとともに、市の避難所の避難所運営に協力します。

7 災害時要支援者〈要配慮者〉等の支援

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成
- (2) 避難行動要支援者等への支援内容
- (3) 災害時要支援者に応じた支援体制の整備

8 計画作成後の訓練・研修実施の考え方

- (1) 地区防災訓練・研修会の実施
災害発生時に住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等と連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年実施します。
また、地区防災計画の内容の周知や防災に関する基礎知識や施策の普及を目的に防災研修を計画的に実施します。

訓練の例）避難訓練・初期消火訓練・安否確認訓練

- (2) 資機材、器具等の点検及び整備計画の見直し
活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検及び整備計画の見直しを定期的を実施します。

班 名	内 容	時 期

9 用語集

- ・ 自助（じじょ）
自分や家族で安全を守ることです。
- ・ 共助（きょうじょ）
地区の安全を地区全体で守ることです。
- ・ 公助（こうじょ）
市や消防署、警察署など公的な支援のことです。
- ・ 地区防災マップ（ちくぼうさいまっぷ）
それぞれの地区の危険箇所などを明示した地図のことです。
- ・ タイムライン
災害の発生を前提に、起こり得る状況を想定して「いつ」、「誰が」、「何をするか」を時系列に整理することで、自主防災組織各班の防災行動を明確にする計画のことです。
- ・ 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）
災害が発生したときに安全な場所へ、自分や家族の力だけでは避難できない人（高齢者や障害者）のことです。
- ・ 避難行動要支援者名簿（ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ）
災害時の支援のために個人情報を活用することに同意した要支援者の名簿です。加西市の場合、防災課から区長、民生委員に名簿を提供します。
- ・ 自主避難所（じしゅひなんしょ）
避難指示などが発令された時に開設される緊急避難場所や指定避難所とは異なり、公民館や自治会館などを自主的に開放する避難場所です。
- ・ 福祉避難所（ふくしひなんしょ）
指定避難所などでの生活が困難な人々を対象に滞在させることを想定した二次的な避難所です。

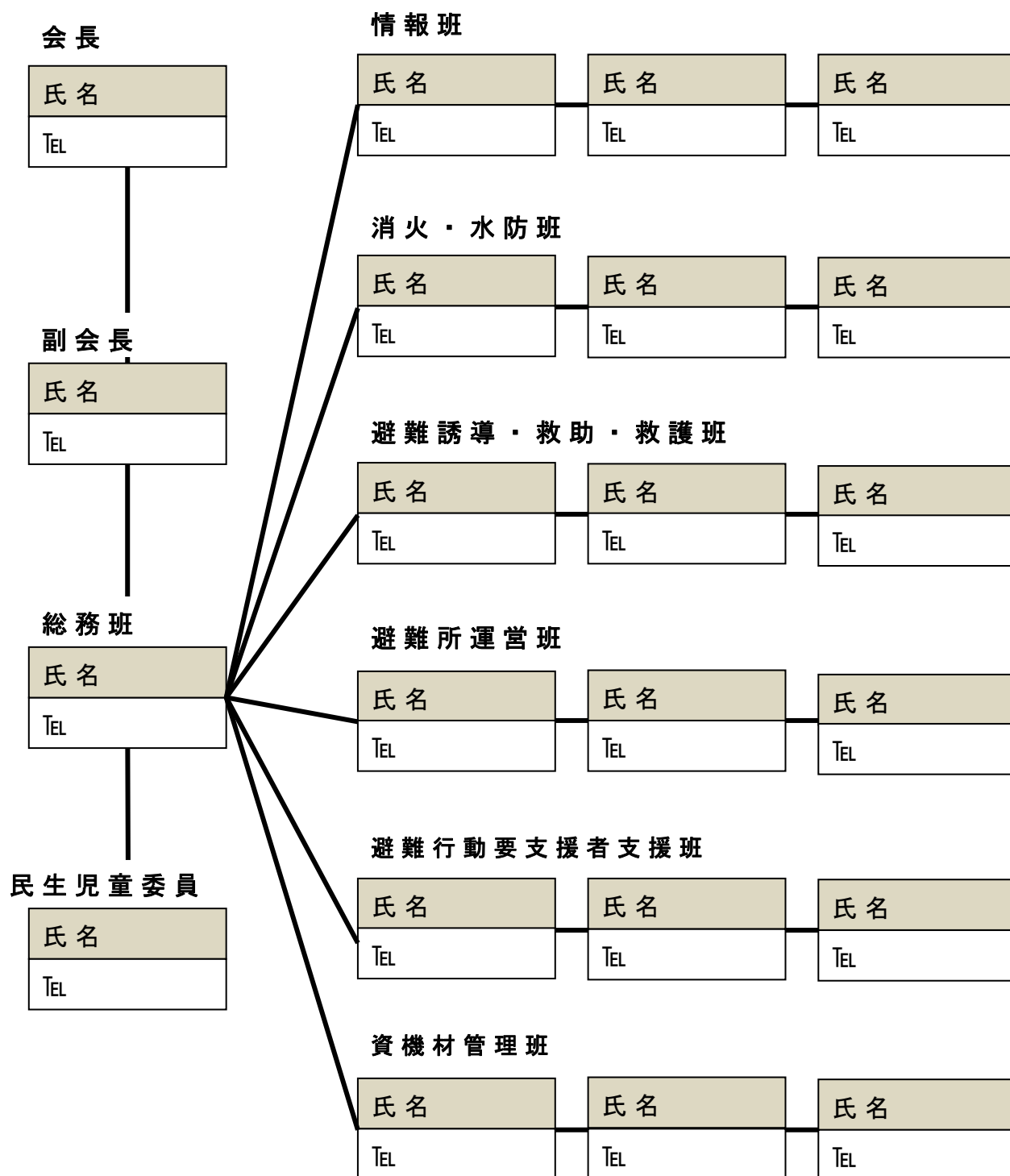
10 附属資料

○地区防災マップ

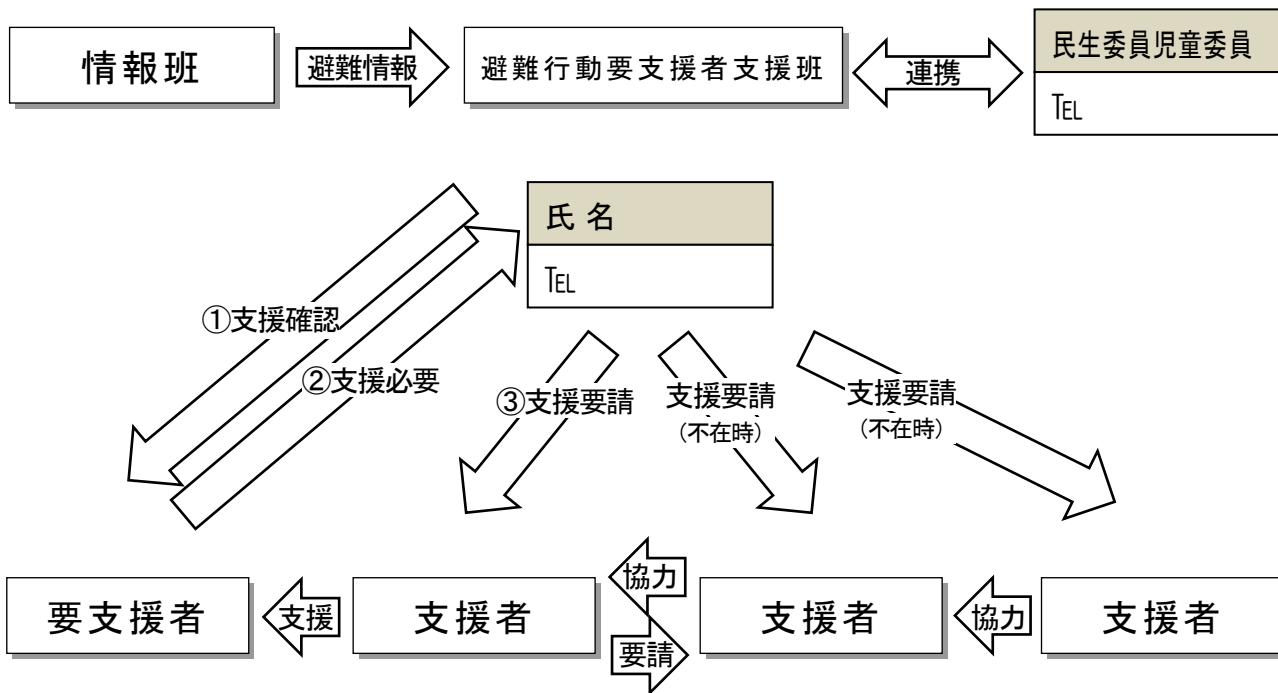
（記載する情報の例）

- ・ 危険な場所（浸水想定・土砂災害警戒区域等）
- ・ 集合場所
- ・ 避難場所
- ・ 避難経路
- ・ 防災倉庫
- ・ 防火水槽、消火栓
- ・ 消防署
- ・ 警察署

○ 自主防災組織図（連絡網）



○避難行動要支援者支援ネットワーク編成表



氏名
TEL

氏名
TEL

氏名
TEL